

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年3月31日(2016.3.31)

【公開番号】特開2013-248532(P2013-248532A)

【公開日】平成25年12月12日(2013.12.12)

【年通号数】公開・登録公報2013-067

【出願番号】特願2013-188275(P2013-188275)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 6

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月10日(2016.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機と、前記遊技機での遊技を可能にする遊技用装置とを備える遊技用システムであって、

前記遊技用装置は、

前記遊技機による所定の動作を要求する動作要求電文を送信するか当該動作要求電文以外の電文を送信するかで異なる更新情報を含む電文を送信する電文送信手段と、

前記動作要求電文の送信後に電文を受信したときに、受信電文に含まれる更新情報が前記動作要求電文に含めて送信した更新情報と一致する場合には要求承諾と判定し、不一致の場合には要求承諾以外と判定する電文判定手段とを含み、

前記電文送信手段は、電文の送信順が特定可能な送信順情報を更新情報と別に各電文に含めて送信し、

前記遊技機は、

前記動作要求電文を受信したときに、要求を承諾する場合には承諾電文を送信し、要求を拒否する場合には拒否電文を送信する応答電文送信手段を含み、

前記応答電文送信手段は、

前記動作要求電文に含まれて送信されてきた更新情報を、前記承諾電文の更新情報として送信し、

前記動作要求電文に含まれて送信されてきた更新情報を所定情報で更新して得られる情報または更新情報の更新前の情報を前記拒否電文の更新情報として送信し、

電文の送信順が特定可能な送信順情報を更新情報と別に各電文に含めて送信する、遊技用システム。

【請求項2】

遊技機での遊技を可能にするための遊技制御装置であって、

前記遊技機による所定の動作を要求する動作要求電文を送信するか当該動作要求電文以外の電文を送信するかで異なる更新情報を含む電文を送信する電文送信手段と、

前記動作要求電文の送信後に電文を受信したときに、受信電文に含まれる更新情報が前記動作要求電文に含めて送信した更新情報と一致する場合には要求承諾と判定し、不一致の場合には要求承諾以外と判定する電文判定手段とを含み、

前記電文送信手段は、電文の送信順が特定可能な送信順情報を更新情報と別に各電文に含めて送信する、遊技制御装置。

【請求項 3】

遊技を可能にするための遊技制御装置であって、
所定の動作を要求する動作要求電文を受信したときに、要求を承諾する場合には承諾電文を送信し、要求を拒否する場合には拒否電文を送信する応答電文送信手段を含み、

前記応答電文送信手段は、

前記動作要求電文に含まれて送信されてきた更新情報を、前記承諾電文の更新情報として送信し、

前記動作要求電文に含まれて送信されてきた更新情報を所定情報で更新して得られる情報または更新情報の更新前の情報を前記拒否電文の更新情報として送信し、

電文の送信順が特定可能な送信順情報を更新情報と別に各電文に含めて送信する、遊技制御装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

(1) 本発明は、遊技機(P台2、S台2S)と、前記遊技機での遊技を可能にする遊技用装置(CU3)とを備える遊技用システムであって、

前記遊技用装置は、

前記遊技機による所定の動作(遊技玉の加算動作)を要求する動作要求電文(遊技玉加算要求ONの状態情報要求)を送信するか当該動作要求電文以外の電文を送信するかで異なる更新情報(加算通番；遊技玉加算要求ONのときには元の加算通番に+1したもの、遊技玉加算要求OFFのときには元の加算通番)を含む電文を送信する電文送信手段(図9、図10、図25参照)と、

前記動作要求電文の送信後に電文を受信したときに、受信電文に含まれる更新情報が前記動作要求電文に含めて送信した更新情報と一致する場合には要求承諾と判定し、不一致の場合には要求承諾以外と判定する電文判定手段(図25；加算通番がm+1であれば要求承諾、mであれば要求拒否と判定)とを含み、

前記遊技機は、

前記動作要求電文を受信したときに、要求を承諾する場合には承諾電文を送信し、要求を拒否する場合には拒否電文を送信する応答電文送信手段(図9、図10、図25参照)を含み、

前記電文送信手段は、電文の送信順が特定可能な送信順情報を更新情報と別に各電文に含めて送信し、

前記応答電文送信手段は、

前記動作要求電文に含まれて送信されてきた更新情報を、前記承諾電文の更新情報として送信し(図25；要求承諾であればm+1を送信)、

前記動作要求電文に含まれて送信されてきた更新情報を所定情報(+1)で更新して得られる情報または更新情報の更新前の情報を前記拒否電文の更新情報として送信し、

電文の送信順が特定可能な送信順情報を更新情報と別に各電文に含めて送信する(図25；要求拒否であればmを送信)。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(2) 本発明は、遊技機（P台2、S台2S）での遊技を可能にするための遊技制御装置（C U 3 または C U 制御部 3 2 3）であって、

前記遊技機による所定の動作（遊技玉の加算動作）を要求する動作要求電文（遊技玉加算要求ONの状態情報要求）を送信するか当該動作要求電文以外の電文を送信するかで異なる更新情報（加算通番；遊技玉加算要求ONのときには元の加算通番に+1したもの、遊技玉加算要求OFFのときには元の加算通番）を含む電文を送信する電文送信手段（図9、図10、図25参照）と、

前記動作要求電文の送信後に電文を受信したときに、受信電文に含まれる更新情報が前記動作要求電文に含めて送信した更新情報と一致する場合には要求承諾と判定し、不一致の場合には要求承諾以外と判定する電文判定手段（図25；加算通番がm+1であれば要求承諾、mであれば要求拒否と判定）とを含み、

前記電文送信手段は、電文の送信順が特定可能な送信順情報を更新情報と別に各電文に含めて送信する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

(3) 本発明は、遊技を可能にするための遊技制御装置（P台2、S台2S、またはSC325bと通信制御IC325aとの間での通信制御IC325a）であって、

所定の動作（遊技玉の加算動作）を要求する動作要求電文（遊技玉加算要求ONの状態情報要求）を受信したときに、要求を承諾する場合には承諾電文を送信し、要求を拒否する場合には拒否電文を送信する応答電文送信手段（図9、図10、図25参照）を含み、前記応答電文送信手段は、

前記動作要求電文に含まれて送信されてきた更新情報を、前記承諾電文の更新情報として送信し（図25；要求承諾であればm+1を送信）、

前記動作要求電文に含まれて送信されてきた更新情報を所定情報（+1）で更新して得られる情報または更新情報の更新前の情報を前記拒否電文の更新情報として送信し、

電文の送信順が特定可能な送信順情報を更新情報と別に各電文に含めて送信する（図25；要求拒否であればmを送信）。